

東京都北区スペースゆう区民企画協働事業実施要綱

16北子共第35号
平成16年6月1日区長決裁
20北子共第1746号
平成21年3月26日区長決裁
24北子共第1116号
平成24年5月18日区長決裁
27北子共第1945号
平成28年4月1日副区長決裁
28北教子い第1928号
平成29年4月1日区長決裁
30北教子い第1948号
平成31年3月27日区長決裁
31北総多第2137号
令和2年2月17日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区スペースゆうを利用する団体の専門性、創造性及び柔軟性を活かした男女共同参画に資する事業の提案を募集し、提案された事業（以下「区民企画協働事業」という。）を提案した団体（以下「提案団体」という。）と区が協働で実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(提案団体の要件)

第2条 提案団体は、次の各号に該当する団体とする。

(1) 次のいずれかに該当する団体であること。

(ア) 「東京都北区男女共同参画推進団体の登録及び取扱いに関する要綱（平成10年7月6日助役決裁 10北総総第5018号）」に基づくスペースゆうの登録団体（以下「登録団体」という。）で、男女共同参画に関する学習活動成果を発表できるもの

(イ) 日頃の活動で得た技術を教える講習の企画及び運営ができる登録団体

(ウ) その他北区内で男女共同参画を推進する活動を行う団体で、区長が適当と認めるもの

(2) 区民を対象とした公共の利益を目的とする活動を行う団体であること。

(3) 宗教活動及び政治活動並びに営利活動を目的とした団体でないこと。

(4) 暴力団又はその構成員の統制下でないこと。

(区民企画協働事業の要件)

第3条 区民企画協働事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 提案団体が自らの創意と工夫による講座の企画及び運営する事業で、区と協働で取り組むことにより高い事業成果が期待できること。

(2) 区民福祉の向上に寄与する事業であること。

(3) 年度内に完了する事業であること。

2 前項に規定する対象事業は、政治・宗教・営利を目的としないものとする。

(区民企画協働事業の区分)

第4条 対象事業の種類等は、次に規定する種別A及び種別Bの2種類とする。

区 分	事業のテーマ	区の支援内容
種別A	主に北区男女共同参画行動計画における重点取組に則したものと区長が定めたテーマ。	①予算の範囲内で、事業経費上限7万円まで負担。 ②広報協力。 ③その他区長が必要と認める支援。
種別B	男女共同参画の推進に関わるテーマ全般（種別Aに属するものを除く。）。	①予算の範囲内で、事業経費上限3万円まで負担。 ②広報協力。 ③その他区長が必要と定める支援。

（募集及び申請）

- 第5条 区長は、別に募集の期間等を定めて区民企画協働事業の提案を募集するものとする。
- 2 提案団体は、北区スペースゆう区民企画協働事業申請書（別記第1号様式）により区長に申請するものとする。

（事業の選定）

- 第6条 区長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、速やかに申請内容が事業目的及び要件に合致した内容か審査し、区民企画協働事業実施の可否を決定する。

（事業の決定通知）

- 第7条 区長は、区民企画協働事業実施の可否を決定したときは、北区スペースゆう区民企画協働事業採用決定通知書（別記第2号の1様式）又は北区スペースゆう区民企画協働事業不採用決定通知書（別記第2号の2様式）により提案団体に通知するものとする。

（委託契約）

- 第8条 区は、前条の規定により区民企画協働事業種別Aの実施を決定した団体（以下「事業実施団体」という。）と、区民企画協働事業開始日の1箇月前までに委託契約を締結するものとする。
- 2 委託金額は、1団体7万円を限度に予算の範囲内において区が認定した額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。
- 3 委託金額の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費で、別表1に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費は対象としない。
- （1）団体運営のための継続的経費
（2）交付決定時に既に完了している事業の経費
- 4 第2項の委託金額について、他団体から助成を受けている（予定している場合も含む。）場合は、事業実施団体と協議の上で、当該委託金額を一部減額するものとする。

（報告の義務）

- 第9条 事業実施団体は、委託を受けた区民企画協働事業が終了したときは、当該事業の終了後1箇月以内に北区スペースゆう区民企画協働事業報告書（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 区長は、事業実施団体が、次の各号のいずれかに該当した場合は、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項の規定に基づく申請を取り下げたとき。

(2) 第5条第2項の規定に基づく申請内容から事業の目的及び要件が著しく変更となったとき。

(3) 第8条の規定に基づき締結した契約の解除があったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則 (平成21年3月26日区長決裁20北子共第1746号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年5月18日区長決裁24北子共第1116号)

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則 (平成28年4月1日副区長決裁27北子共第1945号)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (平成29年4月1日区長決裁28北教子い第1928号)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (平成31年3月27日区長決裁30北教子い第1948号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年2月17日区長決裁第31北総多第2137号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（要綱第8条関係）

項目	細目	経費の内容	備考
人件費	謝金	講師謝金、講師交通費	団体の構成員が講師となる場合の出演料・謝金及び旅費等は経費対象外とする。
設営費	会場費	会場使用料及び会場付帯設備使用料（リハーサル等事業開催に向けた練習等におけるものを含む。）	スペースゆう多目的室を原則とし、北とびあ内の施設利用料等は区が負担する。団体及び団体構成員が所有し、又は管理する会場で事業を行う場合の会場使用料及び設備使用料は経費対象外とする。
	運搬費	会場への物品等の搬出入に係る費用（運搬費、駐車場使用料等）	
事務費	消耗品費	材料、文具類等の消耗品の購入費、講師の飲料費（講演中のものに限る。）	事業終了後、団体の所有物になる材料、文具類等の購入費分は経費対象外とする。
	賃借料	備品、資材・機材の借用料	賃貸借終了後、団体の所有物になる材料、文具類等の購入費分は経費対象外とする。 スペースゆう内の印刷機を使用することができるが、用紙については提案団体が負担するものとする。
	広報費	周知用チラシ等の印刷費、立看板等の製作費、民間の媒体を利用した宣伝費等	区は、北区ニュース及びホームページ等に掲載し、区内施設等にチラシを配架する。
	役務費	振込手数料、切手・印紙代等	